

木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会
会長・副会長の選出について

木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会条例により、委嘱委員の互選により「会長」「副会長」を選出する必要があります。

本来でしたら、委員会を開催し、委員の皆様からご意見を頂いた上で選出すべきところですが、この度は委員会が「書面開催」となったことから、事務局から提案をさせていただき、その可否についてご審議いただくこととします。

＜提案＞

「会長」には前期に引き続き、真山達志委員に、「副会長」には前期に引き続き今里佳奈子委員にご就任いただくことを提案する。

理由

真山委員、今里委員においては、平成27年5月に「木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」を発足して以来、委員としてご就任いただいている。

平成27年度「第1期木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定、令和元年度「第2期木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定においては、真山委員には「会長」として、今里委員には「副会長」として委員の意見を集約し、円滑な議事運営をしていただきました。

今回の任期（令和3年7月29日～令和5年7月28日）は、「第2期木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進捗を確認しながら、次期総合戦略へと繋げるための協議を行う必要があることから、引き続き、真山委員に「会長」、今里委員に「副会長」にご就任いただくことを提案するものです。

○木津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会条例（抜粋）

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。